

7福薬業発第344号
令和7年12月23日

各地区薬剤師会会长 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 竹野 将行

「地域支援体制加算」における
「プレアボイド事例の把握・収集に関する取組」の取組実績の報告について
(再周知)

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては令和7年12月5日付け7福薬業発第320号にてお知らせしたところですが、報告期限が切迫しておりますので再度ご連絡いたします。(令和7年12月31日(水)締切)

「地域支援体制加算」の算定要件の一つとして、薬局機能情報提供制度における「プレアボイド事例の把握・収集に関する取組」を有し、取組実績があることとされておりますので、報告をお願いいたします。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

記

①薬局医療安全対策推進事業における日本医療機能評価機構の薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業の参加薬局として登録し、疑義照会により処方変更等が行われた結果、「患者の健康被害や医師の意図した薬効が得られないことを防止するに至った事例(ヒヤリ・ハット事例(疑義照会) ≠ プレアボイド事例)」を報告

※手順については「保険薬剤師必読ハンドブック2024」P117~119参照

②医療機関等情報支援システム(G-MIS)より、前年1年間(1月1日~12月31日)のプレアボイド事例の把握・収集に関する取組の有無について3月31日までに報告

※医療機関等情報支援システム(G-MIS)からの報告については、前年の薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業への事例報告実績が条件のため、12月31日までに日本医療機能評価機構へ「プレアボイド事例」1件以上の報告(①)が必要

以 上